



懲戒手続き IBLCE の行動規範 国際認定ラクテーション・コンサルタント資格評議会(IBLCE)向け

I. 概論

(a) 国際認定ラクテーション・コンサルタント資格評議会 (IBLCE)は、ラクテーション・コンサルタントという職業に就き、継続し、向上させたいと願う個人を、認定プロセスを通して評価する認定機関としてとして設立された。

(b) 認定された者(「認定者」と呼ぶ)は、必須の認定プロセスを完了している。この認定プロセスには、特定の教育的必要条件を満たすこと、認定試験に合格すること、専門知識を証明すること、かつ職業としての経験を実証することが含まれる。IBLCE 認定者は、IBLCE により制定された行動規範に同意する。

(c) 合格者は IBLCE より認定が付与され、公的にも認められる。IBLCE の認定プログラムの信頼性を維持し向上させるために、消費者とその他の人が認定者の行動に対する苦情を IBLCE に提起できるよう、IBLCE はこれらの懲戒手続きを採択している。IBLCE は、行動規範違反に対し、非公開・公開に懲罰、認定の一時停止もしくは取り消しを行うことがある。

(d) IBLCE は、IBLCE が行った苦情処理に関連する情報が、適切な場所で消費者や一般に公開されるのを保証する。これらの手続きは、IBLCE 認定者に関して受け付けられたすべての苦情もしくは問い合わせに適用される。

(e) これらの手続きのもとにとられた措置は法律によるものではないということが強調されるべきであるが、認定者の行動に関して適切な状況下で適切な政府機関へ連絡されることもある。苦情を提起した者は、公的な措置が取られたという通知は受けとるが、このプロセスにより任意の救済や損害賠償を受ける権利を与えられるわけではない。

II. IBLCE

(a) IBLCE は、IBLCE 認定プログラムの開発と施行、これらの手続きの施行に対し責任がある。IBLCE の定款に従い、IBLCE には常設の倫理・懲罰委員会がある。理事会の議長が倫理・懲罰委員会委員長を任命する。IBLCE 理事会議長は、これらの手続きが施行され遵守されることを保証する責任がある。IBLCE 理事会議長は、これらの手続きの中で言及されるいかなる審査小委員会、倫理・懲罰の陪審員、もしくは上訴議会委員を務めない。

(b) すべての倫理・懲罰委員会メンバー、IBLCE 理事会メンバー、IBLCE スタッフとこれらの懲戒手続きにおいて苦情の調査や決議に従事するその他の人は、IBLCE に関連した活動から生ずる責任に対して法律に定める範囲で IBLCE によって保護され擁護されるものとする。

III. 苦情

(a) 苦情は、報告者の署名と有効な連絡先情報を記入し、IBLCE インターナショナル オフィス内 IBLCE 事務局、6402 Arlington Boulevard, Suite 350, Falls Church, Virginia, 22042, USA 宛に、“Personal and Confidential” 「親展」と明記し書面で提出しなくてはならない。問い合わせや苦情以外の提出物は、IBLCE の裁量で IBLCE により審査され扱われることがある。懲戒処理の行程中に、苦情を提出した者の身元が苦情の対象となっている IBCLC に知られることがある。

(b) 苦情の陳述が虐待や重大な身体的損害のような甚だしく悪質な行為に関連する場合にのみ、匿名の苦情や第三者からの情報にもとづいた苦情について IBLCE が自ら審査することがある。その他すべての匿名の苦情は IBLCE により扱われることはない。

(c) IBLCE 認定プログラムもしくは行動規範に関連する苦情の提出物の受領と事前審査に際して、倫理・懲罰委員会委員長は以下の苦情に対し、単独で結論を下すことがある。提出された苦情が (1) 信頼できない、もしくは十分な情報が含まれていない。もしくは (2) 明らかに軽薄もしくは重要ではない。このような場合、倫理・懲罰委員会委員長は、行動規範の違反があったかどうかの調査と判定のためにこの苦情を IBLCE に提出する前に、この苦情は IBLCE に提出することを正当化できる、妥当で起訴できる苦情には相当しない、と決断を下すことがある。その際、苦情の提出者が判明した場合には、倫理・懲罰委員会委員長から苦情の提出者に通知され処理される。このように倫理・懲罰委員会委員長により事前処理されたすべての苦情は、倫理・懲罰委員会と理事会に報告される。苦情に関して倫理・懲罰委員会委員長に何らかの個人的な関与もしくは利益相反がある場合は、理事会議長は特にこの問題の議長の役目を務める別のメンバーを倫理・懲罰委員会委員長に任命する。苦情に関して倫理・懲罰委員会委員長に何らかの個人的な関与もしくは利益相反がある場合は、投票で選ばれた議長もしくはその他の役員がそのような任を受けるものとする。

(d) 倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人によって、提出された苦情が妥当で起訴できると判断された場合、倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人は、行動に疑いをかけられた認定者に書面での通告が出されるようにする。倫理・懲罰委員会委員長からの通告にはこれらの手続きのコピー、苦情の概要、委員会メンバーのリストが含まれる。認定者は、苦情に関連し委員会に申し立てたい情報を、通告を受領してから 30 日間は書面で提出することができる。倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人は苦情を提出した者も苦情が IBLCE により審査されている通告を受け取ることを保証するものとする

IV. 苦情の審査

(a) 倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人が妥当で起訴できる苦情であると判断した行動規範の違反に関連するそれぞれの苦情ごとに、倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人は、提出者から提供された情報を明らかにし、詳説し、もしくは確証するために必要であれば、特定の事実もしくは状況についてどこまでも調査することを許可する。倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人は、それぞれの妥当で起訴

できる苦情について調査し適切な判断を下すため倫理・懲罰委員会メンバーの3人を審査小委員会に任命する。審査小委員会は、委員長により判断された苦情を1つないしは数個審査することがあり、1つの苦情の審査に限定されるものではない。何らかの個人的な関与もしくは利益相反がある者は誰も審査委員になることはできない。審査小委員会は、まず初めに、その苦情をこれらの手続きのもと審査することが適切かどうか、それともその苦情を法の執行に従事する他の機関に依頼するべきかどうか判断する。審査小委員会は、調査の実施において IBLCE スタッフもしくは法廷弁護人の支援を受けることがある。倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人は、すべての調査上の一般的な監督を遂行する。

(b) 苦情を提出した者および調査の対象となる認定者とその雇用者のいずれも、その苦情に関する追加情報のために連絡を受けることがある。そのような追加情報を提供するための時間は、審査小委員会が定めるものとする。審査小委員会もしくは審査小委員会に代わり、IBLCE スタッフがその裁量で苦情を取り巻く事実や状況を知っている可能性のある者に連絡を取ることもある。

(c) すべての審査小委員会の調査と審査、倫理・懲罰の陪審委員会と上訴議会委員会は、「親展」と明記し封印されたすべての書面文章で内密に行われ、客観的に事前審査の指示なしに行われる。調査は、関連するもしくは関連する可能性がある苦情のあらゆる局面に対して行われることがある。

(d) 審査小委員会のメンバーは、委員会の活動に関連してかかった妥当な経費に対し支払われるものとする。

V. 違反の確定

(a) 調査の完了に際し、審査小委員会は倫理・懲罰委員会が行動規範の違反があったとの判断を行うべきであるかどうか勧告する。審査小委員会が倫理・懲罰委員会に違反の判断を下すことを勧めるとき、審査小委員会は適切な制裁を課すこともまた勧める。その場合は、決定案と制裁案が用意され、審査小委員会の代表者から倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人に、審査の記録とともに報告される。審査小委員会が、違反がなかったと決定した場合、その苦情は認定者と苦情を提出した者又は団体への通知とともに却下される。

(b) 審査小委員会の一員ではなかった倫理・懲罰委員会メンバーは、以下倫理・懲罰の陪審員と呼ぶ、調査の記録に基づく審査小委員会の勧告を審査する。倫理・懲罰の陪審員は決断を下すために電話による会議もしくは面会により関連のある情報を検討する。正式な聴聞会もしくは裁判形式の手続きはなく、電話会議もしくは面会には立会人は立てず、適応できる証拠の規定もない。倫理・懲罰の陪審員はその裁量により、電話会議において、問題となっている認定者の非公式の発言を許可することがある。上訴人によって要求され、倫理・懲罰の陪審員によって承認されない限り、法定弁護人がプロセスに参加することはない。IBLCE と倫理・懲罰の陪審員は IBLCE の法定弁護人に助言を求めることがある。倫理・懲罰の陪審員は、行為が問題とされている認定者に対し書面でその結果を提供するものとし、倫理・懲罰の陪審員の評決を説明しどの行動規範に違反しているのか明確にするものとする。倫理・懲罰の陪審員はまた、委員長もしくは委員長に何らかの個人的関与もしくは利益相反がある場合には選任された議長かその他役員と倫理・懲罰委員会に決定書面のコピーを提供するものとする。

(c) 何らかの個人的な関与もしくは利益相反がある者は誰も倫理・懲罰の陪審員を務めることはできない。違反の決定または課されるべき制裁に関して、倫理・懲罰の陪審員は審査小委員会の勧告を承諾、却下、もしくは変更することがある。倫理・懲罰の陪審員が違反はあったと決断を下したとき、認定者にはこの決定

と制裁の賦課は書面で公表される。また、上訴権についても、これらの手続で説明されるものとして書面で通知される。

(d) 特定の状況において、倫理・懲罰の陪審員は、行動規範に違反した認定者に問題となった行為は終結しており繰り返されないという保証を書面で提出する機会が与えられるべきであるという審査小委員会からの勧告を検討することがある。これらの勧告を出す審査小委員会の決定と、倫理・懲罰の陪審員がその勧告を承諾する決定は、それぞれの裁量の範囲で行われる。そのような提案が示されたときには、問題となっている認定者は提案の受領から 30 日以内に必要な保証文を提出しなければならない。また、保証文は倫理・懲罰の陪審員が容認できるように提出されなければならない。

VI. 処罰

(a) 施行された制裁は違反の性質と重大性に正当に関連しなくてはならないが、倫理・懲罰の陪審員が行動規範に違反したと判断された認定者に対して、その認定者の行為の改善と他の認定者による同様の行為の防止することを重視して下記の制裁のいずれかが課されることがある。

- (1) 認定者に対する非公開・公開の書面による懲罰
- (2) 認定者に対する指定された期間の認定の一時停止
- (3) 認定者の認定取り消し

制裁に関する決定は、倫理・懲罰の陪審員により認定者が行動規範に違反したという判決より 90 日以内に下される。

すべての公開の制裁に対し、IBLCE により倫理・懲罰の陪審員により決められたメディアで決定と制裁の概要が公表され、認定者に対し措置がとられた旨が苦情の提出者に通達される。いかなる制裁と公表も、これらの手続きにおいて規定されている上訴の期限が切れるまでもしくは上訴が決定するまでは行われな

い。

(b) 認定を取り消された認定者は、将来的に IBLCE の認定を受けられないことがある。認定が取り消されたときには、すべての認定書やその他の IBLCE から要求された書類は IBLCE に直ちに返却しなくてはならない。

VII. 上訴

(a) 倫理・懲罰の陪審員から認定者が行動規範を違反したという決定の通達を受け取った 30 日以内に、決定を下された認定者は IBLCE 理事会の議長に書面で上訴の要求と下記(b) に一致した上訴の理由を明らかにして提出することができる。この上訴要求書類は IBLCE 理事会議長宛てに、6402 Arlington Boulevard, Suite 350, Falls Church, Virginia, 22042, USA へ “Personal and Confidential” 「親展」と明記し提出する。上訴要求の受領に際し、委員長に何らかの個人的関与もしくは利益相反がある場合には選任された議長かその他役員は、この問題の審査小委員でも倫理・懲罰の陪審員でもない IBLCE 理事会メンバーの 3 人からなる上訴議会を設置する。何らかの個人的関与もしくは利益相反がある者はだれも上訴議会委員にはなれない。上訴議会委員メンバーは委員会の活動に関連してかかった妥当な経費に対し支払われるものとする。

(b) 上訴議会委員会は、以下の理由のときにのみ、行動規範の違反についての倫理・懲罰陪審員の決定が不適切であったかどうか再調査することがある。(1) 情報資料に誤りがある。もしくは(2) 審査小委員会もしくは倫理・懲罰陪審員会が公布された基準と手続に準拠していない。上訴中は、倫理・懲罰陪審員に知られている情報によって提示された情報として、倫理・懲罰陪審員が決定する時まで、事実と状況のみが検討される。上訴には、聴聞会もしくは同類の裁判形式の手続きは含まないものとするが、上訴議会委員会はその裁量により電話会議において上訴人の非公式の発言を許可することがある。書面での上訴書と答弁書は、認可された認定者と倫理・懲罰の陪審員の代理人によって作成されることがある。提出物は上訴議会委員会により正当に制定された条目に従って作成される。上訴した認定者によって要求され、上訴議会委員会によって承認されない限り、法定弁護人が上訴のプロセスに参加することは要求されない。IBLCE と上訴議会委員会は IBLCE の法定弁護人に助言を求めることがある。

(c) 上訴議会委員会は、上訴の要求を受理してから 90 日以内に上訴を遂行、完了する。上訴議会委員会の決定は、倫理・懲罰の陪審員の決定と制裁を容認、修正、もしくは却下のいずれかとなる。決定理由陳述を含む上訴議会の決定は、委員長もしくは委員長に何らかの個人的関与もしくは利益相反がある場合には選任された議長かその他役員と倫理・懲罰委員会委員長に報告される。上訴議会委員会の決定には IBLCE、決定を課された認定者とすべての者が従わなければならない。

VIII. 認定の放棄

(a) これらの手続き中で苦情判決が未定の間に、苦情を提出された認定者が自発的に IBLCE の認定を放棄するとき、苦情は審査小委員会、倫理・懲罰委員会、倫理・懲罰の陪審員もしくは上訴後に設置された上訴議会委員会によるそれ以上の措置なしに却下される。すべての記録は封印され、その認定者は IBLCE による認定を再申請できないことがある。しかしながら、IBLCE は倫理・懲罰委員会委員長もしくはその代理人に、認定を放棄した旨とその期日、放棄の時点で未定であった事実および一般的な問題の性質を伝達すること、もしくは法の執行に従事する政府機関の要請に応じることを許可することがある。同様に、このような認定の放棄の際に、苦情を提出した個人もしくは団体は、認定者が認定を放棄した旨とその期日、その結果として IBLCE が苦情を却下したことが通知される。

これらの手続きは、職業行動規範（「本規範」という）の意味における IBCLC の潜在的な非倫理的行為に関する苦情のみを解決するように意図されている。これらの手続きは、IBCLC の行為が名誉毀損または誹謗中傷であるという主張、または専門家の意見の差異といった商業的または個人的な性質の紛争には適用されない。そのような事柄は、この手続きに頼らずに解決されるべきである。主要な構成要素が本規範に基づく非倫理的行為のレベルに達する苦情のみが、これらの手続きの下で IBLCE により実施可能とみなされる。